

平成30年度第3回都市計画審議会

日時：平成31年2月4日（月）10時00分～

場所：市川市役所仮本庁舎 第1委員会室

○事務局

定刻となりましたので、始めさせていただきます。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の出席委員数ですが、片岡きょうこ委員、宇於崎勝也委員、及び長島博之委員より欠席のご連絡をいただいております。従いまして、本日は、12名の委員の方がご出席ですので、市川市都市計画審議会条例第5条第2項に定める定足数に達しており、会議の開催が可能となっております。また、傍聴希望の方は本日、いらっしゃいません。

本日の議題でございますが、報告事項第1号、北千葉道路について、報告となっております。また議題終了後に、その他として、用途地域等の指定方針及び指定基準についての説明を予定しております。

それでは、会長、よろしく申し上げます。

○会長

それでは、平成30年度第3回市川市都市計画審議会を開催いたします。本日の審議会でございますが、市川市審議会等の会議の公開に関する指針に基づきまして、公開とすることによろしいでしょうか。

【異議なしの声】

それでは、公開することといたします。

続きまして、議事録の署名人について、市川市都市計画審議会議事運営要綱の第6条第3項によりまして指名させていただきます。今回は、桜井委員と石橋委員にお願いいたします。よろしく申し上げます。

それでは、議題に入らせていただきます。報告事項第1号、北千葉道路について、

報告。担当より説明をお願いします。

○交通計画課長

交通計画課長の磯部でございます。報告事項第 1 号北千葉道路についてご説明いたします。

前方のスクリーンをお願いいたします。本件は、昨年 10 月の本審議会において環境影響評価方法書の手続きについてご報告いたしました。今回は、その後の「進捗状況」と、都市計画の案の概要の作成に向けて国・県・沿線市で確認した「計画の考え方」、「今後のスケジュール」の 3 点についてご報告いたします。

はじめに、手続きの進捗状況についてでございます。環境アセスメントの方法書手続きは、昨年 8 月 14 日に図書が公表され、1 か月間の縦覧と、一般の方からの意見書の受付を行いました。その後、これらの意見や、庁内での意見を踏まえ、本市意見を取りまとめ、11 月 6 日の環境審議会に報告した後、11 月 9 日に千葉県知事へ市長意見を回答いたしました。

また、12 月 26 日に、本市を含む沿線市の市長意見や、一般の方からの意見も踏まえた千葉県知事意見が提出されました。その後、意見を踏まえ、今年の 1 月より、千葉県が環境影響評価の現地調査に着手いたしました。

都市計画法に基づく手続きについては、現在、都市計画の案の概要に向けた検討が進められているところでございます。

次に、2 つ目の、計画の考え方についてでございます。昨年 11 月 5 日に、国・県・沿線市で構成される北千葉道路連絡調整会議の第 8 回会議が開催されました。この会議において、外環道から国道 16 号までの区間の基本構造や横断構成などの「計画の考え方」を議論し、合意いたしました。

この他、今後の検討課題として、この考え方に基づいて、速やかに縮尺 2,500 分の 1 レベルの概略計画を策定することや、県・沿線市が連携して、概略計画の策定に向け、引き続き地元への情報発信を実施することを確認いたしました。

計画の考え方について、それぞれご説明いたします。

1 つ目は、専用部の基本構造でございます。外環から鎌ヶ谷市までの区間については、多くの一般道や鉄道と交差すること、早期整備を目指すこと等から、スライド

の左下のイメージにあるような、高架構造を基本としております。ただし、地図に水色で着色されております、外環から県道松戸原木線までの約 2 キロメートルの区間①と、北総線と交差する松戸市松飛台地区の約 2 キロメートルの区間②の 2 箇所については、地下構造を基本として計画することとされております。すでに一般部が整備されている鎌ヶ谷市から国道 16 号までの区間については、掘割構造の中、北総線の両側に専用部を設置することとなっております。

2 点目は、一般部の基本構造でございます。外環から鎌ヶ谷市までの区間については、走行性・安全性の確保や道路ネットワークを形成するため、地表式を基本としております。地域の幹線交通を担う路線との交差点に交差点を設け、生活道路との交差点は副道を介して一般部に接続する計画とされております。また、鉄道との交差点は、高架あるいは地下構造の立体交差として計画されております。鎌ヶ谷市から国道 16 号までの区間については、一般部が既に整備されておりますので、地図上左側にあります県道船橋我孫子線との交差点に、外環方面からの一般部が接続する予定となっております。

3 点目は、横断構成についてでございます。外環から鎌ヶ谷市までの区間の基本的な構成は、中央に専用部、両側に一般部を配置し、必要な用地をできる限り小さくするよう計画しております。一般部の外側には、必要な箇所に植樹帯、副道、自転車道、歩道を設置し、自転車道は、道路の両側に一方通行の形態とし、歩行者等の横断は、交差点での平面横断と、必要に応じて立体横断施設を計画、また、遮音壁や環境施設帯は、沿道環境を保全するため、必要に応じて計画することとなっております。鎌ヶ谷市から国道 16 号までの区間につきましては、掘割構造の外側に、既に沿線のまちづくりと併せて整備されております。

4 点目、専用部と一般部の連結位置とその構造、いわゆるインターチェンジにつきましては、図面の左側に旗揚げされている、接続する外環が、3 キロメートルから 4 キロメートル間隔のーフインターチェンジを配置する構造であることや、最適な道路ネットワークの形成、周辺土地利用状況等を総合的に勘案して計画することとされております。

5 点目は、接続路線についてでございます。一般部や副道と接続する既存路線や計画路線は、走行性や安全性確保等の観点から、必要に応じて線形や幅員等の見直し

を行うこととされております。具体的に検討されている例としましては、北総線大町駅北側の串崎新田交差点で、現在の国道 464 号と松戸市の都市計画道路の 2 つの幹線道路が、北千葉道路と交差することとなるため、道路線形等について、今後、国・県・関連する沿線市で調整・検討する予定となっております。

以上が、第 8 回北千葉道路連絡調整会議で合意した計画の考え方でございます。

最後に、今後のスケジュールについてでございます。環境アセスメントにつきましては、手続きフロー図に赤枠で着色している、環境影響評価を 1 月から実施しているところでございます。都市計画の手続きにつきましては、昨年 4 月に構想段階評価書の手続きが終了しており、次は「都市計画の案の概要」手続きとなります。都市計画の案の概要で示される道路計画の位置や構造は、時期は未定ですが、北千葉道路連絡調整会議や、国・県・高速道路会社等で構成される千葉県道路協議会でも検討される予定となっております。

また 2 月には、市民の皆様これまでの手続きや進捗、検討状況をお知らせするとともに、ご意見も伺うことのできるオープンハウスを沿線市で開催いたします。本市では 2 月 11 日に道の駅いちかわ、翌 12 日に大町会館で開催する予定となっております。本市も県に協力し、当日は職員が説明にあたります。

今後も、都市計画手続きの進捗にあわせて本審議会にご報告させていただきます。北千葉道路の報告につきましては以上でございます。

○会長

はい。ありがとうございます。

それではこの案件につきまして、質疑のある方は挙手をお願いします。

はい、藤井委員。

○藤井さやか委員

道路の設計そのものではなくて、手続きについてお伺いしたいと思います。都市計画の決定は、県の都市計画審議会がされるんですよね。市は情報をいただいて意見を言うということでしょうか。

○交通計画課長

都市計画の手続きにつきましては、市川市自体は諮問となりまして、決定につきましては県の審議会となります。以上です。

○藤井さやか委員

先ほどお見せいただいた環境アセスメントとの関係は、緑のところは県の都市計画審議会の流れで、そこに部分的に市の諮問が入ってくるという関係でよろしいでしょうか。

○交通計画課長

はい。そうです。

○藤井さやか委員

はい、わかりました。ありがとうございます。

○会長

ありがとうございます。他いかがでしょうか。

私のほうで確認ですけれども、環境アセスに関して、昨年 8 月に方法書が公表されて、市のほうからも意見が出されたということですが、どのような意見なのでしょうか。

○交通計画課長

市川市からの意見としましては、全般事項として、北千葉道路の位置や構造の検討にあたって周辺環境を考慮すること、調査地点の選定は、教育施設、福祉施設など配慮が必要な施設を考慮すること、最新の知見が得られた場合は必要に応じて項目・手法を見直しすることとしております。

また、個別事項としては、大気質、騒音、低周波音、地盤、生態系について、調査項目ごとに適切な調査地点・予測地点を選定すること等を意見としております。

そのほか、大町周辺の森につきましては、関係団体等への情報提供と、専門家等

への意見聴取を行うことや、準備書段階における配慮事項等を意見としております。

以上でございます。

○会長

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。他何かありますか。

ではもう一つ。この環境アセスの今後の進捗と都市計画の案の概要、都市計画の改定のタイミングですけれども、今、都市計画のほうは概要が構造も含めて決まっていなくて、環境アセスは1年程度で終わると思うんですけれども、そのタイミングとずれるということなのですか。それとも、それまでに内容は固まって、並行して進んでいくということなのか。

○交通計画課長

環境アセスメントの手続きにつきましては、先ほども説明しましたとおり既に1月に着手しておりますが、それに合わせて都市計画のほうにも着手をしていかなければいけないのですが、現在まだ構造について正式に決まっておきませんので、この時期については今のところ私どもは県から伺っていない状況でございます。

○会長

しかし、構造が決まらないと環境アセスメントはできないのではないかと思うのですけれども、その辺はどうなのでしょう。

つまり、高架の時の騒音と地下のトンネルの時の騒音の状況は全然違うような気がするのですが、どういう風に考えておられますか。

○交通計画課長

準備書の段階では都市計画の案を示さなければいけませんので、それに合わせて千葉県が行うというところまでしか情報としては入っていない状況です。

○会長

ありがとうございます。県の事業なので、というところですね。
他何か。はい、どうぞ。

○副会長

今の件なのですが、船橋の環境審議会のほうも絡んでいて、そこで県のほうから出てきた資料の中ではですね、やはり構造的にいくと高架式と地下式と、それから掘割といった、その3つの構造で、基本的な区分をある程度想定した形で、準備書等に進めるという形の中で計画案が出ていて、それに絡めた環境アセスを想定した形で進めると、そういう形になっていました。

その後、具体的にこの各市の連絡協議といった中で、構造体が高架式と地下式という今回ご報告いただいた2つの種類に変わったので、その掘割部分として想定していた区間の所のやり方が今後少し変わってくるのかなと。そういった面では、県としての方向性はある程度具体的なものとして、環境アセスに絡める部分については、構造方式は想定されておりましたので、その辺のところの数値、ベースが次の段階で違った形でご紹介いただけるのかなと思っております。

○会長

公式には明らかにされていないだけで、予定はあるということですね。
他いかがでしょうか。よろしいですか。はい、ありがとうございました。それではこの点に関してはこれで終わりにしたいと思います。
次にその他として、都市計画課より説明がありますので、お願いします。

○都市計画課長

おはようございます。都市計画課長でございます。その他としまして市川都市計画、用途地域等の指定方針及び指定基準の策定について説明をいたします。資料とスライドを用いて、ご説明させていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

まず、本市における用途地域の指定におきましては、これまで千葉県が定める用

用途地域指定基準により定めております。平成 24 年 4 月の都市計画法改正によりその決定権が県から市川市に移譲された後も、県の指定基準を準用してまいりました。

しかし、平成 30 年 4 月の都市計画法改正により、13 番目の用途地域となります新たな用途地域としまして「田園住居地域」が創設されました。このことから、決定権者である市川市としては、新たに「田園住居地域」を含む用途地域指定基準を策定することが必要となりました。

なお、高度地区および防火・準防火地域につきましても、決定権者は市川市であります。用途地域と同様に県の基準を準用しており、それぞれの基準を別々に運用している状況でございます。

このことから、新たな用途地域の「田園住居地域」を含む「市川市独自の基準の策定」を行うこととしております。

さらに、「地域特性に応じた適切な土地利用の誘導」を図るためには、土地利用の根幹となる「用途地域」をベースとした上で、スライドに示すとおり、「その他の地域地区」を組み合わせることが有効であるため、用途地域の指定基準に併せて一括に取りまとめて策定するものと考えております。

それではまず、用途地域の指定基準についてご説明させていただきます。基準につきましても、現行の県基準の修正に加え、新たに田園住居地域を定めます。

ここで、田園住居地域についてご説明させていただきます。新たに創設された田園住居地域とは、「農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するために定める地域」と定義されており、第一種低層住居専用地域内では、制限される農家レストランや農作物直売所なども建築が可能となります。指定に際しては、市街化区域内において、農と住が一体となった環境を将来にわたり守ろうという機運が醸成されているような地域への指定が想定されます。

そのため、指定基準においては、指定すべき区域として、生産緑地等、農業の利便増進と良好な低層の住居環境を保護する区域や、低層住宅と農地が共存、農業の利便の増進に資する施設の立地に適する区域とし、「配置・規模の基準」は、おおむね 5 ヘクタール以上、または、隣接する他の住居専用地域と一団でおおむね 5 ヘクタール以上、かつ田園住居地域もおおむね 1 ヘクタール以上と定めるものとしております。

なお、その他の用途地域につきましても、同じような構成で定めてまいりますが、説明は割愛させていただきます。

次に高度利用地区でございます。「高度利用地区」は土地利用の現況及び将来の動向、並びに周辺市街地の土地利用状況等を十分に勘案し、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図る地区に定めるもので、定める事項としましては、容積率の最高限度及び最低限度、建蔽率の最高限度、建築面積の最低限度、壁面の位置の制限となっております。

また、都市機能の更新に寄与する事項に対し、容積率の緩和を行っており、現行の緩和メニューとしましては、建蔽率の低減、歩道状公開空地の確保、広場状公開空地の確保、広場の確保という容積率の緩和メニューがございます。

次に、最近の事例としましては、本八幡 A 地区の市街地再開発と併せて、高度利用地区の指定を行っております。指定にあたっては、地区内に歩道状公開空地や広場を確保することで、基準容積率 400 パーセントに対し、200 パーセントの緩和を行い、容積率を 600 パーセントと定めております。

今回、基準の改定におきましては、地域課題に対応した 2 点の容積率緩和メニューの追加を行うものとしています。1 つ目は、待機児童問題への対応として保育所等の確保、2 つ目は、駅前広場の機能拡充として建築物の敷地内に設け当該駅前広場と一体的に利用できるバス、タクシー等の乗降場の確保を新たに追加することとします。

次に、高度地区でございます。高度地区は、市街地における居住の環境を維持しつつ、土地利用の増進を図るため、建築物の高さの最高又は最低限度を定める地区です。本市では、日照、通風、採光の確保をするため、県基準に従い 2 通りの斜線制限を指定しております。

現状の指定状況ですが、高度地区より制限の厳しい低層住居専用地域を除く、ほとんどの住居系用途地域に定めるほか、高度利用を図る駅周辺部の商業系地域や、住居の建たない臨海部の工業系地域を除いた商業・工業系地域に広く指定をしているところでございます。

なお、高度地区につきましては、都市計画審議会でも平成 21 年より絶対高さ制限の導入について検討を重ねてまいりましたが、現時点におきましては、現行の北側

斜線型の制限を維持するかたちで基準を定めようと考えております。

最後に防火・準防火地域であります。防火・準防火地域は、建築物の耐火性を高め、建築物の密集した市街地の不燃化を促進することにより、都市の防災性向上を図る地域であります。

現在の指定状況としましては、県の指定基準に従い、防火地域は、主に主要駅周辺の中心的な地域において指定し、準防火地域は、主に防火地域以外の商業地域及び近隣商業地域において指定しております。

近年、首都圏直下型地震などが想定されている中で、今後、さらなる都市の防災性の向上を見据え、これまで主に指定していた商業系の用途地域だけでなく、災害時の避難路となることが想定される都市計画道路沿道地域や道路が狭く、多くの老朽化住宅があるなど、火災時の延焼、地震時の建物倒壊、緊急車両の進入困難などで被害が増大する恐れがある木造住宅密集地域への指定も視野に入れた指定基準にしようと考えております。

以上、「用途地域等の指定方針及び指定基準」につきましては、現在、策定中でございますが、今年度内に策定し、ホームページで公表を行う予定としております。

なお、都市計画課審議会委員の皆様には、次回、完成したものを配布させていただきたいと考えております。

報告は、以上となります。

○会長

はい、ありがとうございました。

それではこの件につきまして、ご質問があればと思いますがいかがでしょうか。

はい、どうぞ、副会長。

○副会長

すいません、冒頭でお話のあった田園住居ですが、生産緑地がやはり絡んでくるというところで、前回の会議の中で、この生産緑地に対して、条例により指定の基準が緩和できることに対して市川市としては、積極的にその緩和基準を、充足できるようにアプローチをするのか、といった意見も出ていたかと思うのですが、そう

いった中のアプローチの仕方と、今回、田園住居という形でエリア設定した形の中で、その地域をある意味こう用途を指定していきながら、進めていく話と、その辺の方向性が、市としてどうなっているのかということと、生産緑地の場合には、故障なりすると、やはりそこでこう生産が止まってしまうと、そういった時に、住居系に、大体変わって行ってしまおうと、そうなっていった時にこの田園といったその用途地域を指定したものの将来的な永続性みたいなものを、事務局としてはどう考えているのか、その辺をお伺いしたいのですが。

○都市計画課長

都市計画課でございます。まず、生産緑地の検討でございますが、現在、生産緑地の権利者の皆様に、アンケート調査を実施すると聞いております。そのアンケートを踏まえまして、今後、特定生産緑地に係る手続きを次年度考えていると聞いております。

市の方向性でございますが、今の田園住居地域につきましては、現時点で指定を想定しているところはありません。ただ、先程もお話しがありましたとおり、今後、アンケート結果などを踏まえまして、農業部局の方と連携を図り、農業の向上等を図ることについて、検討しなければならないのかなと考えているところではあります。以上でございます。

○会長

どうぞ。

○副会長

そうすると今回の場合には、枠組みをとにかく作ると、そういった枠組みを作った後に具体的にどう行うか、地域性が成り立つか、といったことを次にステップでやるということですね。

その時にその田園都市といったまだどこにもあんまり形になってないものを、市の中でどう位置付けていくのかといったことを是非、将来性も含めてご検討いただけるとありがたいなど、これは要望でございます。

○会長

ありがとうございます。

ほかに、はい、藤井委員お願いします。

○藤井さやか委員

では私も関連して、田園住居地域の指定の部分のところで、生産緑地のその平均的な指定規模みたいなのが、どれくらいなのか。で、あのここで配置とかの規模 5ヘクタールとか、あと、1ヘクタールっていう、そういう、大きさを指定しているんですけども、そこと生産緑地のその規模感が合っているのかどうか、少し気になるので、平均的な生産緑地の規模を教えてください。

○都市計画課長

本市の生産緑地の指定につきましては、500平方メートル以上のエリアで、申し出に伴いまして、指定しているところでございます。

今、申し上げられました平均につきましては、今手持ちに資料がございませんので申し上げることはできないのですが、田園住居地域の 5ヘクタールにつきましては現行の基準で、住居専用地域などが同じく 5ヘクタールを定めておりますので、それと合った形で基準を作成していきたいと考えております。以上でございます。

○藤井さやか委員

すいません、住居専用が 5ヘクタールくらいというその、あの住宅地の規模感であの指定するのはわかるのですが、この田園住居地域自体が農地と住宅の関係をいい形でバランスを取ろうしているところで、農地の方がたぶん少し小さいのではないかと思うのですが、その時に 5ヘクタールっていう規模がちょっと大き過ぎる。もう少し地区計画的に小さめの指定も可能なようにしておく方が、今後その生産緑地の継続の意向とかが出てきたときに柔軟に対応できるのかな、と思ったので少し、その辺りのご検討もいただけるといいかなと思いました。

○都市計画課長

5ヘクタールに満たないエリアにつきましても周辺の住居専用地域と併せまして5ヘクタールになるのであれば、田園住居地域は1ヘクタール以上の整形な土地につきましても検討していきたいという風に考えております。基準の方ではそのように定めております。以上でございます。

○会長

そういう説明でしたよね。

はい、他、いかがでしょうか。

私の方から、先ほどの副会長の質疑のやり取りの中では、まだ今田園住居地域に関しては想定してない、ということなわけですね。やはりその生産緑地がこの審議会でも年に一回やるわけですが、少しずつ減ってるわけですね。そちらの方は申し出に伴って減ってしまうというときに、用途地域としてはずっと残り続けるというようなことになると全体としてのバランスが非常に難しいので、どういう形で農地が長期間に営農することが保障されるのかという裏付けがないとなかなか用途地域まで変えるというのは難しいと思うのですよね。

その辺の見極めが非常に難しいのではないかと思いますので、これから検討が進みましたらこの審議会にもご報告いただければと思います。

ほか、何かありますでしょうか。よろしいですか。

ないということのようなので、これでその他の質問を終わりたいと思います。

時間がありますので、もし委員の皆様方で、この際、なにかご発言をしたいということがあれば、いかがでしょうか。

○田中委員

都市計画審議会に適している話かどうかわからないんですけども、昨日の新聞のニュースで、第二湾岸道路の建設をするということを、千葉県おろか国主導で行っていく、というところでの、都市計画というものが非常に大きく関わってくるのではないかな、と思っているところです。その第二湾岸道路の建設に関する認識と、その話が出てきた背景っていうのは、今市はどのようにお考えかというのを、もし

あれば教えていただきたいのですが。

○都市計画課長

第二湾岸道路につきましては、従前から構想路線ということになっております。本市のマスタープランの方にも構想路線という位置づけだけはしてございます。ただ以前第二期埋立の時期に、県知事の方から白紙撤回ということになりまして、それも含めてなのかわかりませんが、第二湾岸につきましては、検討が進んでいない状況であったというふうに認識しております。

ここにきて新聞のお話がありましたが、国の方からそういうお話が出ているということは聞いておりますが、何故かというところまでは、申し訳ありませんがそこまでは私共の方では認識できておりませんので、今後県や国の方に確認してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○田中委員

分かりました。

○副会長

先ほどの北千葉のときに、担当課の方がいらっしゃるときにお話しした方がよかったと思うんですが、市川は最近外環が通ったということで、ああいう高架式もしくは掘割型のものができて、副道形式のところも道路ができた。そういうことで一般道路も含め交通の改善がなされてきたということで、かなり沿線の方たちの、その主にといったところは、かなり長く時間はかかりましたけれどもかなり利便性とか利用に関しては意識がとてもいい方向に向いているんじゃないかなと。

そういったところで結構オープンハウスというのを、今北千葉道路のところでは丁寧に以前からずっとやられていて、そういったときに、この市川特有の、市川市だからこそ、今自分たちのまちに高速ができた、それで今度新しいものをまた作るよと。そうするとさらに、どうかたちでその周辺にいい影響が出てくるのかといったような事例を、ぜひそういったオープンハウスの中でもですね、紹介していただけるとですね、やはり、心配をする、騒音だとか、うるさいだとかいろいろ懸

念される方たちもいらっしゃるんだけど、実際この地域の中で、市川の中でもこういうメリットが出ているといったことはぜひご紹介していただけるような、まあどちらかというと建設系の方の場に私もおりますので、今第二湾岸の話も出ましたけれども、やはり北千葉道路ができることによってネットワークの代替性ができて、今の湾岸道路の負担がある意味北千葉道路に振り替えられるということで。そうなってくると、第二湾岸が必要かどうかという議論も出てくるくらいのインパクトがある道路整備になるかなと思いますので。そういった面では、市川としてはどのような方向性で今進める方向性で、自治体として動いていると思いますので、スムーズにいくような形でフォローアップしていただけるといいなと思っております。お願いでございます。

○都市計画課長

都市計画道路のネットワークが進むことによりまして、市の方も確かに外環道路や湾岸道路の建設をあわせて、沿岸部につきましては、工業系の用途、特に物流の施設などが多く立地しておりまして、だいぶ活性化されてきたなというふうに認識しております。ただ北千葉道路につきましては市の重要な農地でございますので、そちらをどのように保全しながらも、どのように活用できるかということをお市のの方と直接、オープンハウスのようなところでお話をしながら検討を進めていければ、と考えております。以上でございます。

○会長

今のご意見に関連してですけども、外環ができてたぶん市内の交通の流れがずいぶん変わったんじゃないかと思うんですよね。その意味では、このあたりも昔のような渋滞が少なくなったと思います。そういうものに関して、モニタリングとかね、今後、特に南北の流れが変わったということで、都市の計画の考え方も若干変える必要があるかもしれないと思うのですけれども、その辺の外環ができたことの影響というかモニタリングみたいなのはどのようにお考えなのでしょうか。

○都市計画課長

交通量の変化につきましては、今、国の方で 11 月か 12 月のときに一回調査されているというふうに聞いております。さらに今後また交通量の調査を進めていくと思いますので、その結果を聞きながら、検証していきたいなというふうに考えているところであります。もちろん、都市計画審議会の方にも報告していきたいと考えております。以上でございます。

○会長

はい。それでは、本日の予定内容はこちらで以上となります。
最後に、次回日程について、事務局よりお願いします。

○事務局

事務局としてご案内申し上げます。

今年度の審議会は、本日第 3 回を持ちまして終了となります。委員の皆様におかれましては、ご多忙の中、多くのご審議をいただきましてありがとうございました。厚く御礼申し上げます。

次回の都市計画審議会の日程でございますが、開催時期といたしましては、本年 7 月 8 日（月）10 時を予定しております。詳細につきましては別途、事務局よりご連絡差し上げますのでよろしくお願い申し上げます。

○会長

他になければ、これで市川市都市計画審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

【午前 10 時 45 分閉会】